

2006年(平成18年)11月13日

産業構造審議会消費経済部会
製品安全小委員会事務局 御中

大阪弁護士会
会長 小寺 一 矢

産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会中間取りまとめ(案) 「消費者の視点に立った製品安全の確保を目指して」に対する意見書

産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会が平成18年10月25日に公表し、意見募集を行っている産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会中間取りまとめ(案)「消費者の視点に立った製品安全の確保を目指して」について、当会は次のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

1 中間取りまとめ(案)においては、事業者と消費者の自律的な製品安全向上に向けた行動を支援する社会的枠組み作りを最重要な課題として取り組むべきであるという認識が示され、行政庁の情報収集の努力義務、関係政府機関における情報の有効活用、製造業者等の報告義務、製品事故情報の公表、及び、制裁としての事業者名の公表等が記載されているが、事業者と消費者との間には、製品安全の分野につき、知識、技術及び情報量の面で格段の差があり、行政においては、これらの格差是正に向けた積極的な取組みを行う必要があるものであり、製品事故情報の徹底した収集・提供を始めとし、製品の危険性に関する様々な情報を消費者に代わって収集し、これを消費者が容易に入手して活用できるような、一覧性、検索性をもつシステムの構築など、情報格差の是正に向けた積極的な取組みを行なうべきである。

製品事故情報を消費者が容易に入手して活用できるような一覧性、検索性をもつシステムは、製品事故の再発防止に役立てることが期待できるし、製品事故情報が国民全体の共有財産になることにより、製品安全に積極的な事業者が消費者からの支持を受け、さらにより安全な製品を提供するようになるという製品安全文化が定着することにも繋がる。

2 製造事業者等から国に対して重大製品事故情報の報告がなされていないものや、事故発生から国に報告がなされるまで相当な時間を要しているものが少なからずあったとの認識は正しいものであると思料されるが、これのみが原因となって、事故情報の

国民への還元や事故の再発防止を迅速に行えないという結果がもたらされたと考えるのではなく、国自体の情報収集能力、調査能力、分析能力を改めて検討すべきである。

- 3 行政庁に報告すべき事故の範囲を「重大製品事故」に限定するのではなく、製品の使用に伴って生じた事故で、製品の欠陥によって生じたものではないことが明らかな事故以外の「製品事故」について、報告義務を課すべきである。また、報告義務の主体は、製造業者及び輸入業者のみならず、修理業者及び販売業者にまで拡大すべきである。
- 4 製造業者等の行政庁に対する報告義務の期限を10日以内とすることにつき、原則論としては止むを得ないものと考えが、緊急性を要する場合には、製造業者等に直ちに報告すべき義務を課すべきである。
また、製造業者等に対し、行政庁に対する報告義務ならず、消費者に直接公表する具体的措置(社告の掲載・記者会見等)を取るべき義務を課すべきである。
- 5 報告義務の対象外とする情報としては、事業者の裁量ないし判断が伴わない情報に限定すべきであり、製品の欠陥によって生じたものでないことが客観的に確定した事故に限定すべきである。
- 6 製造業者等の報告義務の確実な履行を確保するためには、製造業者等が製品事故情報の報告義務を怠ったり虚偽の報告を行ったりしたときに、まず、重大事故情報に関する情報を収集及び提供等をするために必要な体制の整備を命令し、その後に命令に違反した事業者には罰則を課すというのではなく、報告義務の懈怠に対し直接罰則を課すべきであるし、罰則の上限も引き上げるべきである。

第2 意見の理由

1 意見の趣旨第1項について

- (1) 中間取りまとめ(案)の3頁11行目から22行目においては、事業者、消費者の自律的な製品安全向上に向けた行動を支援する社会的枠組み作りを最重要な課題として取り組むべきであるとされ、商品選択等の局面での消費者の自覚を期待し、製品安全に前向きな事業者が消費者からの支持を受けて業績を向上させ、その結果、事業者が新たな財・サービス・付加価値を創造するという好循環が形成されることが期待されると記載されている。
- (2) しかし、そもそも、製品安全の分野では、事業者と消費者との間に、知識、技術及び情報量の面で格段の差があり、行政において、これらの格差是正に向けた積極的な取り組みを行わなければ、事業者、消費者の自律的な製品安全向上に向けた行動

を支援する社会的枠組み作りを期待することはできないし、消費者において商品選択や使用方法の確認、点検等も適切に行うことができず、ひいては、製品安全に前向きな事業者が消費者からの支持を受けていっそう業績を向上させ、その結果、その事業者が新たな財・サービス・付加価値を創造するという好循環が形成されることなど到底期待できないという認識を持つ必要がある。

事業者と消費者との間には、製品の構造等に関する知識・情報量に圧倒的な格差があるばかりでなく、消費者は、製品の危険性や事故歴、事故の可能性について、十分な情報が提供されておらず、消費者が安全な製品を選択し、適切な点検を行うなどして危険を回避することは困難な状況である。

(3) 消費者が安全な製品を選択し、危険を回避するためには、いかなる事業者のどのような製品について事故が発生し、当該事業者がどのような対応・取組みをしたのかが広く公表され、消費者が知る機会を与えられなければならない。また、消費者が安全な使用方法の確認、点検等を行って危険を回避するためには、どのような製品について、どのような使用方法によって事故が生じたのかを具体的に知る機会を与えられなければならない。製品事故情報が迅速かつ適切具体的に知られることが、消費者が製品を安全に使用し製品による被害の発生から自らの生命・身体や財産を守るために不可欠な情報であることは、今回のパロマガス湯沸かし器やシュレッダー事故の例をみても明らかである。

(4) また、三菱製乗用車、トラックの欠陥隠し等が発覚した後においても、パロマ工業製品事故やシュレッダー事故の再発が防げなかったように、事業者の自主的な取組みのみに委ねたり、行政が事業者からの提供情報のみに依存したりするようでは、好循環が形成されるようなことは到底実現し得ないものである。

(5) このような、事業者と消費者との間に知識、技術及び情報量に圧倒的な格差のある製品安全の分野において製品安全文化を醸成するためには、かかる格差を前提に消費者の行動を支援するだけでは、行政の責務を果たしたということではできない。

行政においては、製品事故情報の徹底した収集・提供を始めとし、製品の危険性に関する様々な情報を消費者に代わって収集し、これを消費者が容易に入手して活用できるような、一覧性、検索性をもつシステムの構築など、情報格差の是正に向けた積極的取り組みを行なうべきである。

(6) 製品事故情報の徹底した収集・提供の手段としては、製造業者等に製品事故情報の報告義務を課すことが必要不可欠である。また、消費者が製品事故情報を容易に入手して活用できるような、一覧性、検索性をもつシステムを構築するには、製品事故情報が寄せられる経済産業省のみならず、N I T E、各地の消費生活センター、国民生活センター、警察、消防署、病院、民間検査機関等の情報が一極に集約され、これが有効に活用されなければならない。また、一旦集約された製品事故情報が適切かつ迅速に分析される必要があるし、迅速に公表されなければならない。

そうすることで、事業者と消費者との知識、技術及び情報量の面での格差が是正

され、自主的自律的な行動を期待できるのであるし、消費者において安全な製品を選択し、正しい使用方法の確認、適切な点検を行うことを可能ならしめ、製品安全により積極的な事業者が消費者からの支持を受けて製品安全文化が醸成されるものと考えられる。勿論、万一、製品事故が発生した場合でも、一覧性、検索性をもつシステムが存在すれば、事故の再発防止に役立てることが期待できる。また、経済産業省のみならず、国民生活センターや各地の消費生活センターにおける消費者への助言や指導、国民への啓発活動に結びつけることもできる。

- (7) この点で、国土交通省が平成14年から導入している自動車CISシステムが、大いに参考になる。国土交通省は、自動車不具合情報ホットラインを通じて、自動車に発生した不具合・危険・危害情報をユーザーから直接収集し、これらの情報を、車名、受付日、自動車の通称名、不具合装置名によって検索可能な状態にしてホームページで公表している。そして、その情報は、欠陥によるものと判断する以前に公表されている。これをもって、消費者に貴重な情報源が提供されるとともに、一方では、「車両の不具合状況については、ユーザーの申し出によるものであり、国土交通省でその内容を確認しているものではありませんので申し出の内容については国土交通省では責任を負いかねます。」「車両不具合情報には、設計・製造に起因するものに限られておらず、整備不良やユーザーの使用ミスなど他の要因に起因するものも含まれます。」とホームページに記載することで、早期公表による事業者の不利益に配慮している。国土交通省がこのようなシステムを導入した目的は、国土交通省が自ら自動車の不具合情報を早期に収集してこれを分析し迅速なリコールを実施することと、自動車等の製造業者のリコール隠し等の不正行為を防止するところにあるとされているが、同システムは、前述したとおり、消費者に貴重な情報源を提供することにもなるし、同システムにおける上記注意書によって、事業者の国土交通省への報告義務の履行に対する障害を取り除くことも期待できるシステムになっている。

消費生活用製品の分野においても、行政が早期かつ網羅的に事故情報を把握するには、この自動車不具合情報ホットラインと同様の収集・製造業者名や機種、型式を含めた公表システムを早急に構築する必要がある。また、消費者の視点に立った製品安全施策を推進するためには、収集された事故情報が消費者に活用され、さらなる情報収集の契機となることが求められる。この機会に、事故情報が真に「国民の共有財産」となるよう、収集・分析・公表制度の抜本的な改善が必要である。

- (8) 中間取りまとめ(案)に戻ると、その4頁23行目から末行においては、関係政府機関で事故情報が有効に活用されるよう努力するべきであると記載されているが、関係政府機関同士の情報の交換や有効活用が必要不可欠であることは既に述べたとおりである。
- (9) さらに、中間取りまとめ(案)5頁5行目から9行目においては、国が早期かつ網羅的に事故情報を把握できるシステムを構築するためには、製造業者又は輸入業

者に報告義務を課すべきであることが指摘されているが、製品事故情報を集約しこれを国民の共有財産として、製品事故の再発防止や製品安全文化の定着を図るためには、製造業者又は輸入業者のみならず、関連事業者やユーザー等からの情報を統合したシステムを確立し、さらに、これを公表して、国民全体が情報を共有するシステムを確立する必要がある。

- (10) また、中間取りまとめ（案）9頁16行目から22行目においては、重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認められるときは、国が、製品の名称及び型式、事故の内容等を公表する旨の改正法案の規定が紹介され、これと同時に、実際の運用において、類似の製品事故の回避のために消費者に対して注意喚起を行う観点及び製品の改良・改修等を促進するために製造事業者等に対して注意喚起を行うとの観点から、事故にかかわる製品の種類や事故の態様等の一定の事故情報を、事故報告を受けた後、迅速に公表することが必要であると指摘されている。

しかし、既に見たところから明らかなように、製品事故情報を公表する要件を「重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要があると認められるとき」に限定するべきではなく、重大な危害の発生及び拡大を防止するために、重大製品事故以外の製品事故においても、その事故情報が消費者に還元され、事故情報が国民全体の共有するところになるべきである。

また、類似の製品事故の回避のために消費者に対して注意喚起を行う観点からすれば、一覧性、検索性をもつシステムを構築することだけでは足りず、高年者層、若年者層にとっても製品の安全性が保証されているかを容易に知らしめる手段として、例えば、製品に安全性が保証されている旨の標識を付する制度を導入するなどの対策が検討されなければならない。

- (11) 中間取りまとめ（案）10頁24行目から29行目では、製造業者又は輸入業者が報告義務を意図的に履行していない等の場合に事業者名等を公表することが提案されているが、事故情報の公表は製品安全の確保のため早急に整備されるべきシステムであると認識するべきであって、製造事業者又は輸入事業者に対する制裁としてのみ認識するのは相当でない。

製品の安全確保のためには、関係政府機関の連携、情報の共有と有効活用が必要不可欠であることは既に述べたとおりであり、経済産業省は、国民生活センター等との情報交換を積極的に行うべきであることを認識するべきであるし、事故情報がひろく公表され、国民全体の共有財産になることこそが、製品の安全確保に資することになるのであるから、事故情報の公表を製造事業者又は輸入事業者の制裁として位置づけるのは相当でない。報告義務を懈怠した製造事業者又は輸入事業者に対しては、別途罰則を設けるべきであって、事故情報の公表制度とは別次元の問題である。

- (12) 以上のとおり、製品事故情報を消費者が容易に入手して活用できるような、一覧性、検索性をもつシステムの構築は、事業者と消費者の情報格差の是正につながり、

製品事故の再発防止や、製品安全文化の定着に通じるものである。

中間取りまとめ（案）13頁8行目から17行目では、製品安全文化の定着が明記されているが、この製品安全文化を定着させていくということを、国は中核的な政策課題として取り組んでいかなければならない。

製品事故情報が事業者に還元されて次の製品の設計に活用され、また、製品事故情報が消費者に還元されて、消費者が製品の安全に積極的な事業者を支持し、この支持を背景に、さらに事業者がより安全な製品を積極的に供給しようとする社会を実現することが真に望まれるところであるし、万一、重大製品事故が発生する予兆が生じた場合には、速やかに国民全体の共有財産にして、重大製品事故の発生こそが防止できるようにしなければならない。

しかしながら、今回の改正法案は、ただ、重大製品事故の再発を回避しようとするものであるに過ぎず、製品安全文化の定着や、重大製品事故の発生そのものを防止しようという目的に適うものではない。

また、製造業者や輸入業者等は、製造物責任法によって、製品の欠陥による事故による損害の賠償責任を負っているが、製造物責任法が制定後10年を経て十分に機能していないことも、製品安全文化と逆行する事態を招いている要因の一つである。その原因として、消費者に欠陥と因果関係の立証責任があるが、消費者側には危険・危害情報を把握・活用できず、製品評価技術基盤機構等が原因究明において十分に機能していないこと等があげられる。製造物責任法が適正に機能するための改正にも、早急に着手すべきである。

2 意見の趣旨第2項について

中間取りまとめ（案）4頁2行目から5行目では、重大製品事故情報が国に報告されていない事例や報告がなされるまでに時間を要した事例が存在していたことが指摘され、その結果、事故情報の国民への還元や事故の再発防止を迅速に行えない事例が散見されたと指摘されている。

確かに、重大製品事故情報が国に報告されていない事例や報告がなされるまでに時間を要した事例があるとの認識は正しいものであると思料され、このような認識の上に立って事業者の報告義務や報告までの期限を設定することには賛成である。

しかし、事故情報の国民への還元や事故の再発防止を迅速に行えなかったのは、事業者が報告しなかったことや報告が遅延したことだけでなく、ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒死傷事故などを見ると、国がある程度の製品事故発生の事実を把握していたにも拘らず、重大製品事故の拡大を防げなかったという事実が現に存在しているのであるから、国自体の情報収集能力、調査能力、分析能力を改めて検討すべきであることを認識しなければならない。

パロマ工業製ガス瞬間湯沸器事故の例では、経済産業省が平成18年8月28日に公表した「製品安全対策に係る総点検結果とりまとめ」によると、事故件数が28件

(死亡者数21名)とされているのに対し、これまで消費生活用製品についての事故情報の収集、調査、分析、公表を担っていた製品評価技術基盤機構(NITE)が消費者に提供した情報では、製造者がパロマ工業と明記されたガス瞬間湯沸器による事故は僅かに2件にとどまっており、しかも、いずれも軽傷事案を紹介したものであった。その後、NITEが上記28件の事故のうち9事例(うち4事例は死亡事故)の事故情報を収集していたことが判明するのであるが、より深刻なことに、上記とりまとめにおいては、上記4例の死亡事故の原因を不正改造と判断または推定しているのに対し、NITEでは原因不明または調査中とされ、なかにはガス瞬間湯沸器による事故かどうかさえ特定できていないものもあったということである。

このことは、消費生活用製品についての事故情報の収集、調査、分析、公表を担っていたはずのNITEが、十分に情報を分析できず、また、調査能力や公表基準も不十分であったため、事故情報の国民へ知らしめることができず、事故の再発を防止できなかったことを如実に物語っているのである。

したがって、国の収集した情報の調査、分析能力や公表基準が不十分であったことを認識した上で、その新たな体制・基準の構築、既存の体制等の整備強化を図らなければならない。

3 意見の趣旨第3項について

(1) 報告すべき事故の範囲を「重大製品事故」に限定することについて

中間取りまとめ(案)6頁26行目から7頁15行目においては、行政に報告すべき事故の範囲が重大製品事故に限定されており、死亡事故や治療に要する期間が三十日以上を負傷・中毒、一酸化炭素中毒事故、火災等が例示されている。

また、中間取りまとめ(案)11頁19行目から24行目において、報告義務から除外される製品事故について、引き続き経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構における任意の報告制度等を通じて幅広く把握すべきであるとされている。

しかし、行政に報告すべき事故の範囲を、死亡事故、重傷事故、一酸化炭素中毒事故、火災等の「重大製品事故」に限定するべきではなく、任意の報告制度の対象となる事故をひろく報告義務の対象にして製品事故情報の収集を徹底すべきである。

まず、社会的事実として、これまでの様々な事故において、重大事故の予兆とも言うべき比較的軽微な事故が複数回生じた後に、重大事故が発生することが繰り返されていることを認識しなければならない。例えば、回転ドアの事故やエレベーターの事故のように、身体の欠損や長期の治療を要するような程度にまで至らない事故が繰り返された後に死亡事故が発生している例が繰り返されていることはご承知のとおりである。このような社会的事実があるにも拘らず、行政に報告すべき事故の範囲を「重大製品事故」に限定するといふのであれば、

それは、もはや「重大製品事故」の発生を未然に防ぐことを放棄するのに等しい所業であるといわざるを得ない。

次に、改正法案において、「危害の拡大」の前に「発生」を挿入して「危害の発生及び拡大」の防止を掲げている以上は、忠実に「発生」を防止する制度を構築すべきである。そのためには、「重大製品事故」が発生した後に初めて報告義務を課すような制度を構築するのではなく、「重大製品事故」が発生する前に、その予兆というべき製品事故が発生したときに報告義務を課す制度を構築しなければならない。

さらに、行政に報告すべき事故の範囲を製品事故全般に及ぼしたとしても、もとより、事業者は、自己の製品を市場に投入する以上は、消費者が当該製品によって危害を受けることのないよう情報を提供すべき義務を負っているのであるから、事業者には過大な義務を新たに課すことにもならない。むしろ、報告義務の範囲を「重大製品事故」に限定することによって、事業者は重大事故か否かの判断を迫られることになり、かえって、製品事故の報告への確実な対応を妨げることになりかねない。

したがって、行政に報告すべき事故の範囲を「重大製品事故」に限定する理由は何一つなく、製品の使用に伴って生じた事故で、製品の欠陥によって生じたものではないことが明らかな事故以外の「製品事故」について、絶対に報告義務を課さなければならない。任意の事故情報報告制度では、製品安全の確保に積極的な事業者からの報告は期待できても、そうでない事業者からの報告は必ずしも期待できないのであり、そのような事業者の製品事故こそ見逃すべきではない。

(2) 報告義務の主体を製造業者及び輸入業者に限定することについて

改正法案では、報告義務の主体が製造業者及び輸入業者に限定されており、これを受けて、中間取りまとめ（案）6頁7行目から11行目においては、製造業者又は輸入業者のみならず、行政庁にも直接通知することが適当と考えられる場合には、行政庁へ通知できることが重要であると指摘している。

しかし、製造業者や輸入業者以外であっても、販売業者や修理業者がユーザーから危険・危害情報の提供を受けることが少なくなく、これらの事業者からの情報をも収集して有効に活用していくことが有益かつ必要であることは言うまでもないことである。

このようなことからすると、行政庁にも直接通知することが適当と考えられる場合には行政庁へ通知できるというだけでなく、販売業者や修理業者にも行政庁への通知義務を課すべきである。

行政庁への通知義務を課すことにより、製造業者や輸入業者が販売業者や修理業者に不利益を課すことを懸念するのであれば、そのことをもって通知義務の主体の範囲を縮小するのではなく、不利益を課した製造業者や輸入業者に対する制裁措置を導入するという方向で検討されなければならない。

また、行政庁に対しては、製造業者又は輸入業者に対する十分な確認ではなく、迅速な対応こそが求められる。十分な確認をするために、その都度、製造業者又は輸入業者の反論の機会を与えては、情報の公表に遅れを来し、結局、製品事故の再発防止を図ることができなくなる。行政庁は、多くのチャンネルからの情報提供を受けるべきであり、その裏返しとして、製造業者及び輸入業者のみならず、販売業者又は修理業者にも製品事故情報の通知義務を課し、再発防止のため迅速に対応することが必要である。

4 意見の趣旨第4項について

中間取りまとめ（案）7頁18行目から21行目においては、報告期限を重大製品事故の発生の事実を知った時から10日以内とすべき旨が指摘されている。

しかし、10日以内という報告期限を延長する方向での例外措置があってはならないし、緊急措置を要する場合は、10日以内というのではなく、直ちに報告する義務を明記するべきである。

製品事故情報は可能な限り早期に公表され事故の再発防止に繋げられるようにしなければならないことは言うまでもないことである。したがって、報告期限が10日以内というのは不十分であるようにも思われるが、仮に、これを容認するとしても、例えば、本支店間の連携不足による報告の遅れが許容されるべきではない。また、事業者が誤った判断によって報告を懈怠した場合も期限内に報告義務を尽くさなかったものとして評価し、事業者に早期の報告を余儀なくさせるようにするべきである。

他方、製品事故によっては、緊急措置を取ることが求められるケースも想定される。そのようなケースにおいては、10日という期間でさえも、被害が爆発的に拡大することも十分に考えられるところであるから、そのような場合は、事業者に直ちに報告する義務を課すべきである。

また、被害の拡大防止という視点からすれば、製造業者等に直接消費者への公表のための具体的措置（社告の掲載・記者会見等）を取るべき義務を課すべきである。

5 意見の趣旨第5項について

中間取りまとめ（案）8頁12行目から25行目においては、報告義務の対象外とするべき情報が記載され、自動的に対象外とすべきものの例として自殺が掲げられ、さらに、個別に判断を要する事例においても報告義務の対象外となり得る事例があることを示唆している。

しかし、製品の欠陥によって生じたものでないか否かは判然としないことが多いばかりか、自殺や病気、過失、あるいは第三者の行為の介在が疑われて、製品事故として把握されることなく、後日になって、製品の欠陥によって生じたものであることが判明することもあることに鑑みると、製品の欠陥によって生じたものでないことが客観的に確定した事故以外については、ひろく報告義務の対象とするべきである。

例えば、ガス湯沸器の一酸化炭素中毒事故においては、被害者自身の自殺や病気、過失が疑われ、ときには、同伴者の殺人が疑われたケースもあるくらいであり、また、電気製品等による発火事件ではほとんど放火が疑われているが、同種製品の事故の多発により、製品の欠陥による事故であったことが判明するということがあり得るのであるから、自殺が疑われるというレベルで報告義務の対象外とされるのであれば、当該事故情報から事故の再発を防止するというのは全く期待できないことになる。

また、「個別に判断を要するもの」として、「一般消費者の目的外使用や重過失の場合等」があげられているが、これまでも、消費者から事業者申し出られた事故が、事業者において消費者の誤使用や目的外利用あるいは重過失であると判断され、事故情報が公にならなかったという例が繰り返されてきたのであり、個別の判断を事業者委ねる制度の下では、事故情報の報告義務は有名無実化するおそれがあるというべきであり、到底容認できない。

そのためには、報告義務の対象外とする情報としては、事業者の裁量ないし判断が伴わない情報に限定するべきであり、製品の欠陥によって生じたものでないことが客観的に確定した事故に限定するべきなのである。

6 意見の趣旨第6項について

中間取りまとめ（案）11頁1行目から5行目においては、製造事業者又は輸入事業者による、報告義務懈怠又は虚偽報告の場合に、国が当該製造事業者又は輸入事業者に対し、重大事故情報に関する情報を収集及び提供等をするために必要な体制の整備を命令することができるとの改正法案が紹介されている。

しかし、事業者には報告義務を課すのは、製品の安全確保のために、事業者がその義務を確実に履行することが求められるからである。そうであるならば、事業者の履行確保のためには、その懈怠の制裁に対する直接的な罰則が必要であり、体制整備命令に反した場合にのみ罰則を課すというのでは、あまりに迂遠であり、事業者の義務の確実な履行を求める制度としては不十分であるといわざるを得ない。

また、今回の改正法案では、体制整備命令に違反した場合の罰則として、製造事業者又は輸入事業者に対して、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を課すにとどまっており、道路運送車両法の罰則に比して、あまりに均衡を欠くものとなっている。

以上